



流山市監査委員告示第11号

令和元年度財政援助団体監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和3年6月17日

流山市監査委員 菅生泰久



流山市監査委員 坂巻儀一





第4号様式

流保育第1633号

令和3年3月31日

流山市監査委員 佐々木 健一 様

流山市監査委員 森 亮二 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和2年6月4日付け、流監第5号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和2年6月4日・流監第7号		
監査の種別	財政援助団体監査		
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項
社会福祉法人 南流山福祉会 なかよし保育園	指摘 (1)	「会計責任者及び出納職員は理事会の承認を得て理事長が任命する」と規定されているが、理事会の承認を得ないまま理事長が会計責任者となっていた。経理規程に基づいた適正な手続を経て決定されたい。	なかよし保育園については、別法人に運営を移管しましたが、当法人の他拠点について、経理規定に基づき、会計責任者及び出納職員を配置してまいります。
社会福祉法人 南流山福祉会 なかよし保育園	指摘 (1)	平成30年度分の計算書類及び事業報告書並びに附属明細書等が作成されていなかった。速やかに経理及び事務処理体制を改善し、適正に作成されたい。また今後は不透明な経理状況を明らかにするとともに、法令及び定款の定めに従い、適正な時期に計算書類等を作成するよう求める。	平成30年度、令和元年度の計算書類については、理事会・評議員会の承認を得て、令和2年11月に所轄庁(千葉県)へ提出しました。その後、所轄庁から、計算書類の科目に一部不備があると指摘を受けたため、修正し、令和3年3月11日、22日の理事会・評議員会で再度、報告及び承認いたしましたので、改めて所轄庁へ提出する予定です。 また、今後について、適正な時期に計算書類等を提出するよう努めてまいります。
社会福祉法人 南流山福祉会 なかよし保育園	指摘 (1)	会計に関する帳簿類が、規定どおりに保管されていなかった。経理及び事務処理体制の改善・強化に努められたい。	なかよし保育園については、別法人に運営を移管しておりますので、現在、当該事業は廃止しております。当法人の他拠点について、経理規定に基づき、適正に処理してまいります。
社会福祉法人 南流山福祉会 なかよし保育園	指摘 (1)	地域子育て支援拠点事業において、「専任の者を2名以上配置すること」と規定されているが専任の者が1名であった。今後も継続的に2名以上の専任の者を配置し、子育て支援活動の実施に取り組まれたい。	なかよし保育園については、別法人に運営を移管しておりますので、現在、当該事業は廃止しております。
社会福祉法人 南流山福祉会 なかよし保育園	指摘 (1)	「平成30年度 地域子育て支援センター事業実績報告書」の職員数が実態と異なっていた。今後は報告に誤りがないよう事務処理体制を整備・強化し、適正に作成されたい。	なかよし保育園については、別法人に運営を移管しておりますので、現在、当該事業は廃止しております。当法人の他拠点について、経理規定に基づき、適正に処理してまいります。
社会福祉法人 南流山福祉会 なかよし保育園	指摘 (1)	委託費の経理において、各拠点区分への資金の貸付けについて年度内で精算されていなかった。委託費の使途の取扱いの趣旨を踏まえて、今後、年度をまたぐ拠点区分間貸付けが生じないように、速やかに他園の収支状況の改善を行うよう体制の改善をされたい。	今後、新所轄庁(足立区)の指導のもと、第三者委員会を立ち上げ、過去の拠点区分間貸付の精算や今後の法人経理体制の改善に努めてまいります。
社会福祉法人 南流山福祉会 なかよし保育園	指摘 (1)	事業主が納付義務を負うこととなっている社会保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金に未納付があった。長期的に安定した園の健全な運営のためにも、適正に納付されたい。	社会保険料の未納等、当法人に納付義務があるものについては、適切に支払ってまいります。
社会福祉法人 南流山福祉会 なかよし保育園	指摘 (2)	平成29年度の拠点区分貸借対照表において、使途不明支出繰延勘定10,118,241円が計上されていた。速やかに解明、改善するよう措置を講じられたい。	今後、新所轄庁(足立区)の指導のもと、第三者委員会を立ち上げ、使途不明金の精査及び返還措置を講じてまいります。
社会福祉法人 南流山福祉会 なかよし保育園	指摘 (4)	給付費等が、当該法人が経営する他園に拠点区分間貸付けとして流用されていた。貸付金を速やかに返却し、社会福祉法人南流山福祉会なかよし保育園の経営改善・強化を図られたい。	なかよし保育園については、別法人に運営を移管しましたが、当法人について、理事を刷新し、経営体制の改善に努めてまいります。
社会福祉法人 南流山福祉会 なかよし保育園	指摘 (7)	地域子育て支援センター業務において、市に提出された子育て支援日誌に同じ日付のものや活動欄の記載が実態と異なっているものがあった。活動内容の確認を行い、正確に記載されるよう事務処理体制を整備されたい。	なかよし保育園については、別法人に運営を移管しておりますので、現在、当該事業は廃止しております。当法人の他拠点について、法令を遵守し、適正に処理してまいります。